

原 議 保 存 期 間 1 0 年

(平成26年12月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長

各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿

各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丙 運 発 第 4 号

警 察 庁 丙 交 企 発 第 1 0 号

警 察 庁 丙 交 指 発 6 号

平 成 1 6 年 1 月 2 7 日

警 察 庁 交 通 局 長

二輪車安全運転推進委員会が行う二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習に対する協力について

この度、財団法人全日本交通安全協会において二輪車安全運転推進委員会に関する要綱等を改正したことに伴い、同協会会長から、別添写しのとおり、同委員会が行う二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の実施について協力の要請がなされたところであるが、これらの講習は自動二輪車及び原動機付自転車による交通事故を抑止する上で有効と認められるので、積極的に協力されたい。

なお、「二輪車安全運転推進委員会が行う原付等安全講習に対する協力について」（平成7年7月19日付け警察庁丙運発第18号、警察庁丙交企発第71号）及び「二輪車安全運転推進委員会が行う二輪車安全運転講習に対する協力について」（平成8年7月25日付け警察庁丙運発第16号、警察庁丙交企発第109号、警察庁丙交指発第46号）は、廃止する。



全安協発第10号
平成16年1月14日

警察庁交通局長
人見 信 男 殿

財団法人 全日本交通安全
会 長 那 須



二輪車安全運転推進委員会に関する要綱等の改正について（ご報告）

当協会の二輪車安全運転推進委員会は、激増する二輪車乗車中の交通死亡事故に対処するため、昭和47年に設置されたものでありますが、二輪車を取り巻く環境の変化により、このたび同委員会に関する「二輪車安全運転推進委員会設置要綱」等を下記のように改正しました。平成16年4月1日から、改正した要綱等に基づき委員会の運営、二輪車安全運転講習等を実施し、二輪車運転者に対する安全運転教育を更に強化していくこととしておりますのでご報告いたします。

つきましては、特に二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の実施について、何分のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 主な改正点

- (1) 指導員の級別を、「特別指導員、指導員、準指導員」の3級別から「特別指導員、指導員」の2級別とした。
- (2) 講習区分を、大型自動二輪車及び普通自動二輪車の運転者を対象とした「二輪車安全運転講習」並びに原動機付自転車及び総排気量125CC以下の普通自動二輪車の運転者を対象とした「原付安全運転講習」の2本立てとした。
- (3) 二輪車安全運転推進委員会（以下「中央委員会」という。）が行っていた指導員の養成、審査及び資格認定を、都道府県二輪車安全運転推進委員会（以下「地方委員会」という。）が行うこととした。

2 改正内容

(1) 二輪車安全運転推進委員会の運営関係の改正

ア 「二輪車安全運転推進委員会設置要綱」

- (7) 中央委員会の事業のうち、「特別指導員及び指導員の資格認定」を「特別指導員の資格認定」に、「指導員の養成」を「特別指導員の養成」に改めた。
- (4) 地方委員会の事業のうち、「指導員となる候補者の推薦」を「特別指導員となる候補者の推薦」に、「準指導員の資格認定及び養成」を「指導員の資格認定及び養成」に改めた。

イ 「二輪車安全運転推進委員会運営要綱」

中央委員会の委員に、任期（2年）と定年（任期中に75歳に達するときは再任できない。）を新たに設けた。

(2) 指導員制度関係の改正

ア 「二輪車安全運転指導員等の資格及び養成に関する要綱」

- (ア) 指導員の級別を3級別から2級別とし、「準指導員」を廃止した。
- (イ) 特別指導員及び指導員（以下「指導員等」という。）の資格基準を次のとおり改めた。
 - 行政処分を受けたことのない期間を、「過去2年以内」から「過去3年以内」にした。
 - 指導員等に定年制（原則として70歳）を設けた。ただし、特に延長が必要と認められる場合には、1年ごとに5回まで延長できることとした。
 - 特別指導員の資格に、大型二輪免許を現に受けていること及び指導員としての経験が3年以上であることを加えた。
 - 指導員になれる年齢を、「21歳以上」から「20歳以上」に引き下げた。
 - 「原付免許」のみの保有者でも、指導員になれることとした。ただし、当該指導員が指導できる講習は、原動機付自転車の運転者を対象とした講習に限ることとした。
- (ウ) 特別指導員は中央委員会、指導員は地方委員会において、養成、審査及び資格認定を行うこととした。
- (エ) 認定の有効期間を「3年」から「5年」に延長した。
- (オ) 指導員の審査要領を本要綱に規定するとともに、複数の地方委員会が合同で審査を行えることとした。

イ 「指導員の資格に関する講習実施基準」

名称を「特別指導員養成講習実施基準」に改めるとともに、「観察のポイント」及び「その他」を30分ずつ短縮し、講習時間を6時間とし、1日で実施できるようにした。

ウ 「二輪車安全運転指導員等の資格及び養成についての特例に関する要綱」

- (ア) 名称を「二輪車安全運転指導員等の特例認定に関する要綱」に改めた。
- (イ) 二輪車安全運転全国大会入賞者を、指導員に特例認定できることとした。
- (ウ) 特別指導員への特例認定は、中央委員会が地方委員会の推薦に基づき、審査及び資格認定を行うこととした。また、指導員への特例認定は、地方委員会が審査及び資格認定を行い、認定結果を中央委員会へ報告することとした。

(3) 講習制度関係の改正

ア 「二輪車安全運転講習強化推進要綱」及び「新二輪車安全運転講習推進要綱」

従来の「二輪車安全運転講習」と「新二輪車安全運転講習」を「二輪車安全運転講習」として名称を一本化するとともに、この中に、運転免許既得者を対象とした「二輪車安全運転講習」と運転免許取得者を対象とした「二輪車安全運転講習（取得時）」の区分を設けた。

イ 「原付等安全運転講習強化推進要綱」

「原付等安全講習」を「原付安全運転講習」へ名称変更するとともに、この中の講習種別で、おおむね60歳以上を対象としていた「熟年運転者講習」を、おおむね65歳以上を対象とする「高齢運転者講習」とした。